

2024年7月25日

各位

会社名 ソフトバンク株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一
(コード番号: 9434 東証プライム市場)
問合せ先 財務経理本部 本部長 小野 口 亘
(TEL. 03-6889-2000)

第2回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社(以下「当社」)は、2024年7月25日開催の取締役会において、第2回社債型種類株式に係る発行登録(以下「本発行登録」)を行うことを決議し、同日、発行登録書を関東財務局長に提出しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 本発行登録の目的および理由

当社は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して、情報革命を通じ人類と社会へ貢献すべく事業を推進してきました。通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的に事業を展開する成長戦略「Beyond Carrier」を掲げ、企業価値の最大化に取り組んでいます。

2023年5月10日には、当社が「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業になる」ことを長期ビジョンとして提唱し、2023年度から2025年度までの3年間でその実現に向けた事業基盤の再構築を目指す中期経営計画を発表しました。当社は、今後AIを活用した次世代デジタルサービスが日常に溶け込み、人々の生活がより便利で豊かなものになると確信しており、その実現を目指しています。一方で、AIの活用にあたっては膨大なデータ処理と電力需要が想定されることから、次世代社会インフラには、持続可能な社会の実現との両立が可能な構造が求められます。したがって、今後当社は、通信・IT技術の高度化に加えて、次世代社会インフラの構築に向け、AIのデータ処理や電力消費などを地理的に分散化・平準化できる「分散型AIデータセンター」、その分散型AIデータセンターを仮想的に一つのシステムであるかのように見なす「超分散コンピューティング基盤(xIPF: cross Integrated PlatForm)」、生成AI(文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能)を用いたサービスの実現、再生可能エネルギーの開発・調達などに中長期的に取り組んでいきます。

2018年12月の上場以降、当社は成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、ヤフー(株)の子会社化、Zホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合によるLINE(株)の子会社化(注)、キャッシュレス決済サービス「PayPay」の立ち上げなど、非通信領域に事業を拡大・成長させてきました。この間、高水準の株主還元を継続しつつ、これらの成長投資を自己資金と負債性の資金調達により賄ってきた結果、当社の連結総資産は15兆円超に拡大し、連結純有利子負債残高は4兆円超へと増加しました。

(注) 2023年10月1日付でZホールディングス(株)を存続会社とし、同社ならびにLINE(株)およびヤフー(株)を中心としたグループ内再編に関する手続きが完了しました。同日をもって、Zホールディングス(株)はLINEヤフー(株)に商号変更されました。

今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の

株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいと考えています。

このような考えのもと、当社は、2023年6月20日開催の当社定時株主総会における承認により、定款に第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式(以下個別にまたは総称して「社債型種類株式」)を新設し、2023年11月には第1回社債型種類株式を発行しました。さらに、2023年来グローバルに著しい進化を遂げている生成AI関連分野に関する成長投資を継続するために、第1回社債型種類株式に続き第2回社債型種類株式を発行することが必要かつ適切と考えています。

当社としましては、社債型種類株式は、既存の普通株主の皆さまの利益を可能な限り損なわず、自己資本の拡充を実現する調達手法として以下の特徴を有し、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものと考えています。

- ・ 株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。(保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。)
- ・ 当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・ 社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係るROEやEPS等への影響は限定的です。
- ・ 社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、普通株式の公募増資よりも資本コストは低いことが想定されます。(注)

(注) 本発行登録に係る発行登録書に記載のとおり、第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの配当率が2パーセント以上4パーセント以下で決定した場合

今般、当社は、あらゆる事態に対応できるように財務戦略の柔軟性を高めることが重要であるとの考えに基づき、機動的な資金調達手段の選択肢を追求していることから、本発行登録を行うことを決議しました。

II. 第2回社債型種類株式の商品性

第2回社債型種類株式については、第1回社債型種類株式と同様に以下の特徴を有する商品性を想定しています。

①「社債型」種類株式としての商品性

第2回社債型種類株式は、当社普通株主の皆さまへの配慮として、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため、普通株主の皆さまの議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPSを含む当社財務指標への影響により配慮(注)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

(注) 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額および優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

第2回社債型種類株式は、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを想定しています。

(主な特徴)

- ・優先配当金：当初、発行から概ね5年間は固定配当(注)、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・当社による取得条項(コール)：発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
- ・議決権：なし
- ・普通株式への転換権：なし

(注) 2024年7月25日における市場環境等を前提として、第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定しています。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、第2回社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

第2回社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆さまにも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

第2回社債型種類株式を有する株主(以下「第2回社債型種類株主」)は、会社法上、会社法で定める事項および定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができるとされています。当社の定款により、当社が以下の行為をする場合において、第2回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとされています。

- ・当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、第2回社債型種類株式の商品性は、第1回社債型種類株式と同じく、普通株主の皆さまに議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。

III. 今後のスケジュール

第2回社債型種類株式の発行条件および発行総額等は、別紙「第2回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載されるものを除き未定であり、具体的な発行時期についても未定ですが、市場環境にもよるものの、最遅で2024年度上半期中に、第2回社債型種類株式の発行を決議する可能性があり、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会が決定します。

IV. 本発行登録の概要

本発行登録の概要は以下のとおりです。

- (1) 募集有価証券の種類 第2回社債型種類株式
- (2) 発行予定期間 発行登録の効力発生日から2年を経過する日まで
(2024年8月2日～2026年8月1日)
- (3) 発行予定額 2,000億円を上限とします。
- (4) 募集方法 一般募集
- (5) 手取金の使途 通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラおよび生成AIに関

連した成長投資の資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

(6) 引 受 証 券 会 社

野村證券株式会社

大和証券株式会社

みずほ証券株式会社

SMB C日興証券株式会社

株式会社SBI証券

(7) そ の 他 募 集 に 関 す る 事 項

別紙「第2回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載のとおりです。

以 上

ご注意：

この文書は当社の第2回社債型種類株式の発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙

第2回社債型種類株式発行要項(一部)

1. 募集株式の種類 ソフトバンク株式会社第2回社債型種類株式(以下「第2回社債型種類株式」)
2. 募集株式の数 未定
3. 発行価格(募集価格) 発行価格(募集価格) 未定
「発行価格」とは、第2回社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額をいう。
4. 払込金額 未定
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 払込期日 未定
7. 申込株数単位 100株
8. 優先配当金 (1) 優先配当金
当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株式を有する株主(以下「第2回社債型種類株主」)又は第2回社債型種類株式の登録株式質権者(以下第2回社債型種類株主と併せて「第2回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」)及び普通株式の登録株式質権者(以下普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に記載する額の金銭(以下「第2回社債型種類株式優先配当金」)を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第2回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。
(2) 第2回社債型種類株式優先配当金の額
1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当率に係る仮条件(※1)を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当率(10パーセントを上限とする。以下「配当率」といい、当該配当率は以下のとおりとする。)を乗じて算出した額とする。
①第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの配当率は、発行決議により定め

る固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」)を加えた率(※2)とする。

②発行日から5年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降、発行日から10年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッドを加えた率とする。

③発行日から10年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降、発行日から25年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び0.25パーセントを加えた率とする。

④発行日から25年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とする。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第2回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 2024年7月25日における市場環境等を前提として、上記①における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定している。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第2回社債型種類株主等に対して行う第2回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第2回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下累積した不足額を「第2回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第2回社債型種類株式累積未払配当金については、第2回社債型種類株式優先配当金及び第2回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき第2回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第2回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第2回社債型種類株主等に対しては、第2回社債型種類株式優先配当金の額及び第2回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載

又は記録された第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第2回社債型種類株式優先期中配当金」）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第2回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第2回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配
- (1) 残余財産分配金
- 当社は、残余財産を分配するときは、第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払う。
- 1株につき、発行価格相当額に、第2回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第2回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額
- (2) 非参加条項
- 第2回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。
11. 優先順位
- 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
12. 議決権
- 第2回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
13. 種類株主総会の決議
- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができ

る。

- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第2回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第2回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

1 4. 取得条項(会社による金 銭対価の取得)

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第2回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第2回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第2回社債型種類株主に対し、第2回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（以下に定義する。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第2回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第2回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

(2) 取得の方法

前号に基づき、第2回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第2回社債型種類株主から取得すべき第2回社債型種類株式を決定する。

1 5. 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

- (2) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

- (3) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第2回社債型種類株主等に第2回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第2回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第2回社債型種類株式優先配当金及び第2回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。

16. 自己の第2回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第2回社債型種類株主との合意により当該第2回社債型種類株主の有する第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第2回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。